

平成26年5月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
平成25年(レ)第156号 損害賠償請求控訴事件 (原審・広島簡易裁判所平成2  
5年(カ)第754号)  
口頭弁論終結の日 平成26年2月26日

判 決

東京都千代田区九段北一丁目3番1号九段下プラザビル3階しろき法律事務所

控訴人 白木弘夫

同訴訟代理人弁護士 古閑孝

被控訴人

同訴訟代理人弁護士 板根富規

同 森友隆成

同訴訟復代理人弁護士 松本知佳

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対して、20万2903円及びうち18万2903円に対する平成22年7月8日から、うち2万円に対する平成25年5月11日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。

2 被控訴人の請求を棄却する。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の骨子

(1) 控訴人は、被控訴人から三洋信販株式会社（以下「三洋信販」という。）に対する過払金返還請求について委任を受け、被控訴人を代理して三洋信販との間で和解契約を締結した（以下「本件和解契約」という。）。

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、本件和解契約を締結するに当たり、控訴人が被控訴人に対して過払金返還請求訴訟を提起した場合の見通しなどについての適切な説明をしなかったとして説明義務違反の債務不履行に基づき、仮に訴訟を提起して過払金返還請求をした場合に三洋信販から計算上受け取ることができたはずの金額と本件和解契約を締結して受領した金額との差額45万3612円と本件訴訟提起に要した弁護士費用相当額4万5000円の合計49万8612円及びうち45万3612円に対する平成22年7月8日から支払済みまで、うち4万5000円に対する訴状送達の日の翌日である平成25年5月11日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原審は、控訴人が被控訴人に対して民法704条前段所定の法定利息（以下「過払利息」という。）を含めた金額の説明をしておらず、仮に被控訴人が三洋信販との取引経過及び訴訟提起した場合の推移に関して十分な説明を受けていれば、提訴の選択をしたものと認められるとしつつ、その場合でも控訴人は過払金と過払利息の合計額96万1612円から、その3割相当の金額28万8483円及び費用4万円を控除した63万3129円しか被控訴人に交付していなかったものと認められ、また、被控訴人は控訴人から31万5600円を受領していると認められるとして、63万3129円から31万5600円を控除した31万7529円及び弁護士費用相当額3万円並びに各遅延損害金の限度で被控訴人の請求を

一部認容した。

これに対して、控訴人が、控訴人敗訴部分を不服として控訴した。

2 前提事実（当事者間に争いがないか又は弁論の全趣旨及び後掲の証拠により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 控訴人は、東京弁護士会所属の弁護士である。

イ 被控訴人は、三洋信販と消費貸借取引である後記本件取引をした者であり、後記のとおり、弁護士である控訴人に対し、三洋信販に対する過払金返還請求を委任し（以下「本件委任契約」という。）、控訴人を代理人として同社と裁判外の和解（本件和解契約）をした。

ウ 三洋信販は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、平成22年10月1日にSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社（ただし、その当時の名称はプロミス株式会社である。以下「SMB Cコンシューマーファイナンス」という。）に吸収合併され解散している。

(2) 被控訴人と三洋信販間の取引

被控訴人は、三洋信販との間で、三洋信販から極度額の範囲内で繰り返し金銭の借入れをすることができる旨の約定を含む契約に基づき、平成7年5月24日以降、原判決別紙計算書の「年」「月」「日」、「借入金」及び「返済金」欄記載のとおり取引をした（以下「本件取引」という。）。

本件取引において、被控訴人は利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した。三洋信販は過払金発生の時から悪意の受益者であり、本件取引について、利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算をすると、原判決別紙計算書「残元金」欄及び「未払過払利息」欄記載のとおり、平成22年7月7

日の時点において、過払金の元金が74万2205円、過払利息が21万9407円となる。

### (3) 本件委任契約に至る経緯

被控訴人は、平成22年4月頃又は同年5月頃、控訴人が経営する「しろき法律事務所」（以下「控訴人事務所」という。）の事務員から、被控訴人の三洋信販に対する過払金返還請求を控訴人が受任する用意がある旨の電話連絡を受けた。

そこで、被控訴人は、控訴人から送付されてきた委任状及び契約書に署名、押印して、控訴人宛に返送し、その頃、これにより控訴人に対し、三洋信販のほか二社に対する過払金返還請求を委任した（本件委任契約）。

なお、控訴人は東京都内に事務所を置く弁護士であるが、三洋信販の本店所在地は福岡県内にあり、他方、被控訴人は広島市内に居住し、広島市内で三洋信販と取引をしていたから、訴訟を提起する場合の管轄は、原則として、福岡地方裁判所若しくは福岡簡易裁判所又は広島地方裁判所若しくは広島簡易裁判所のいずれかとなる。

### (4) 被控訴人と三洋信販間の和解

ア 被控訴人は、控訴人から、下記内容の記載のある同意書（乙1）の送付を受け、その同意書に署名押印の上、平成22年7月6日付けで控訴人宛に返送した。

#### 記

私が、三洋信販株式会社に対する過払金債権の返還請求について、かねてより貴職に依頼しておりますが、この度、貴職より裁判を提起しなければ金508,000円を、しか任意で返還して貰えない旨の説明を受けました。

しかしながら、私としてはなるべく早期に回収して解決したいので裁判をすることは決して望んでおりません。

因みに、過払金請求債権としては金、725,209円存在すること並びに三洋信販株式会社に対して任意で返還するよう強く交渉してきた経過、積極的に裁判を提起すべきである等々、充分説明を受けましたので、後日、異議や不服の申立をすることは決して致しません。

すべて私の責任に於いて、早期解決を最優先にしたものであるので、前記のとおり金、508,000円を、平成23年2月末日、5月末日返還で和解して貰って結構です。尚、支払時期その他の諸条項については、すべて貴職に一任致します。

以上

イ 控訴人は、平成22年7月7日、被控訴人を代理して、三洋信販との間で、三洋信販が50万8000円を支払う旨の和解契約（本件和解契約）を締結した。

ウ 被控訴人は、平成23年2月及び同年5月に、控訴人から合計三十数万円の送金を受けた。また、控訴人事務所の事務員は、三洋信販から回収できた過払金の3割相当額と費用4万円を、回収できた過払金から差し引くと被控訴人に伝えた。

#### (5) 本件訴訟の経緯

被控訴人は、被控訴人代理人に、SMB Cコンシューマーファイナンス及びアコム株式会社（以下「アコム」という。）に対する過払金返還請求を委任した。被控訴人代理人が、SMB Cコンシューマーファイナンスから、被控訴人の同社における取引履歴の開示を受けたところ、被控訴人が、過去に本件和解契約を締結していることが判明し、本件訴訟提起に至った。

### 3 爭点及び争点に関する当事者の主張

#### (1) 控訴人に説明義務違反があるか

##### 【被控訴人の主張】

過払金返還請求を受任するに当たり、弁護士は、依頼者に対して、計算

上の過払金額を説明し、裁判上の請求をした場合の費用、判決までの期間、判決になった場合に回収できる金額、管轄、費用、争点、敗訴の可能性の程度を説明するとともに、和解案について説明した上で、裁判上の請求と和解とどちらかを選択させる義務がある。

被控訴人が、現実に三洋信販に対して裁判上の請求をしたと仮定した場合、2回ないし3回の期日を要したと予想されるが、結局和解が成立しなければ判決となり、判決後三洋信販から直ちに全額の支払を受けられたのであるから、控訴人はこのような状況を被控訴人に説明する義務があったものである。

被控訴人は、三洋信販に対して少なくとも96万円を超える過払金返還請求権を有していたのであるから、裁判上の請求の方が早く、かつ、全額の返還を受けられる旨の正しい説明を控訴人から受けていれば、50万8000円で和解する合理的な理由は存在せず、本件和解契約を締結していない。

しかし、控訴人は、被控訴人に対して、同意書（乙1）を送付した際、三洋信販に対する正確な過払金の額さえ説明していないから、説明義務違反の債務不履行がある。

#### 【控訴人の主張】

本件のような債務整理の事案について貸金業者から和解案が示された場合、控訴人の事務所では、事務員が必ず和解に応じた場合のメリット・デメリット、裁判上の請求をした場合のメリット・デメリットについて説明しており、被控訴人に対する対応も同様である。

控訴人は、被控訴人から受任後、三洋信販に対して債権調査票を送付して取引履歴の開示を求め、その結果開示された取引履歴に基づき過払金を算定して、三洋信販に対して過払金の元金及び過払利息を請求し、交渉の結果、過払金の元金の70パーセントであれば和解できるとの回答を得た。

そこで、控訴人は被控訴人に対してその旨を説明したところ、被控訴人が同意したものであり、その際、控訴人は過払金の元金及び過払利息の総額を明示している。

被控訴人は、本件和解契約締結当時、消費者金融業者の支払能力は不確定であるため、裁判上の請求をする意思はなかったし、裁判上の請求により過払金の元金及び過払利息が早期に全額確実に回収できるとは限らないことを承知して、和解を希望したのであるから、控訴人に説明義務違反の債務不履行はない。

## (2) 被控訴人の損害

### 【被控訴人の主張】

被控訴人は、平成22年7月7日当時、三洋信販に対し、過払金の元金及び過払利息の合計96万1612円の不当利得返還請求権を有していたから、被控訴人が三洋信販に対して裁判上の請求をしていれば、被控訴人は三洋信販から同額の支払を受けることができた。

そうすると、被控訴人は、控訴人の説明義務違反により、裁判上の請求をすれば受けることができた上記の金額と本件和解契約における和解金額との差額である45万3612円の損害を被った。

また、被控訴人は控訴人に対する損害賠償請求訴訟の提起、遂行を被控訴人代理人に委任したことにより、弁護士費用として4万5000円の損害が生じた。

### 【控訴人の主張】

被控訴人の損害についての主張は争う。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 争点(1)について

(1) 日本弁護士会連合会が制定した「弁護士職務基本規程」(平成16年11月10日会規第70号)の29条1項は、「弁護士は、事件を受任するに

当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。」と定めており、また、36条は、「弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。」としている。

したがって、弁護士が委任契約の受任者として委任者に対して負う善管注意義務の内容には、上記諸規定に定められた義務が含まれているものと解される。そして、善管注意義務を負っていることからすると、そこで依頼者に対してすべき報告とは、形式的な報告だけでなく、依頼者がその意思決定をなすのに必要かつ十分な、事実の報告並びに事情、進行方針の理由、及び事件の見通し等の説明を含むものであると解される。

これを過払金返還請求に即していと、依頼者から過払金返還請求に係る法律事務を受任した弁護士は、委任契約に基づく善管注意義務の一環として、依頼者に対して、計算上求められる過払金の元金及び過払利息の合計額を明らかにした上で、消費者金融業者に対して同金銭を請求する種々の方法、例えば訴訟提起を選択するのか、あるいは訴訟外で和解するのかについて、それに要する時間やコスト、金銭の回収見込みなどを説明して、それぞれの方法を選択した場合のメリット・デメリットを理解させ、いずれの方法を選択する場合においても、依頼者がその方法を選択する当否を判断できる程度に説明する義務を負うというべきである。

- (2) そこで、これを本件についてみると、証拠（甲3、乙1、被控訴人本人）によれば、①控訴人は、本件委任契約締結以降、三洋信販のほか、アコム、プロミス株式会社（以下「プロミス」という。）からも被控訴人の取引利益の開示を受けて、それぞれ引き直し計算をして過払金の額を明らかにしたこと、②控訴人事務所の事務員は、被控訴人に対し、アコム、プロミスに対する過払金が少額であり、訴訟をした場合、費用等を控除すると被控訴

人が得るものはないとの説明をし、その結果、被控訴人は、両社に対する請求はしないことに決めたこと、③また控訴人事務所の事務員は、被控訴人に対し、三洋信販に対する過払金は72万5209円であること、三洋信販は、当該過払金の約7割相当額である50万8000円を平成23年の2月と5月に2回に分けて任意に支払う和解を提案していること、上記和解案は好条件であるが、裁判上の請求をすると手続的負担があり、時間も掛かることを説明したこと、以上の事実が認められる。

しかし、平成22年7月7日当時、被控訴人は、三洋信販に対して過払金の元金74万2205円だけでなく、過払利息21万9407円の請求権を有していたこと、また三洋信販に対しては多数の過払金返還請求訴訟が提起され係属していたが、そのなかには判決に至るものもあり、判決に至った場合には、判決で認定された額が支払われていた様子もうかがえることからすると、上記説明が、被控訴人が三洋信販に対して請求できる過払利息の額について触れていない点のみならず、裁判上の請求をした場合に手続的負担があるものの全額回収できる見込みがないわけではないことを伝えず、漠然と訴訟を選択した場合に手続的負担や時間がかかるといった程度の説明しかしていない点において、控訴人が被控訴人に対して、三洋信販の提案に係る和解を受けるべきか否かについて、被控訴人がその当否を判断できる程度に説明していたとは認められないというべきである。

したがって、控訴人は被控訴人に対する説明義務を尽くしたとは認められないから、控訴人は債務不履行責任に基づき、被控訴人が十分な説明を受けた場合に執ったであろうと認めることができる選択肢によって得られた結果との比較において被控訴人に対して生じたと評価できる損害を賠償する義務を負うというべきである。

## 2 争点(2)について

被控訴人は、控訴人の説明義務違反によって被控訴人に生じた損害として、被控訴人が適切な説明を受けていれば三洋信販に対して裁判上の請求をしたのであり、そうすれば、請求し得る過払金の元金及び過払利息全額の支払を受けることができたのであるから、その合計額と、本件和解契約によって被控訴人に支払われた金額との差額が被控訴人に生じた損害であると主張する。

この被控訴人の主張は、請求債権が全額認容される可能性が高く、しかも回収可能であることも高度に見込める場合には、判決を得て全額を回収することが当然に選択されることを前提にしているが、そもそも被控訴人の主張によっても、その当時、多く係属していた三洋信販に対する過払金返還請求事件すべてが判決に至って全額の弁済がなされる場合ばかりでなかったことがうかがえ、そればかりか、被控訴人代理人の場合であっても、過払利息を付した上でその95パーセントを和解案として提案したり、または過払金の元金を和解案として提案したりして和解交渉をしたというのであるから（原審の原告準備書面(3)参照）、三洋信販に対する請求において、訴訟以外の選択肢として、和解することが全くあり得なかつたわけではないと認められる（また、代理人となつた弁護士が依頼者に対して和解による解決を提案することが、必ずしも不適切なことであったとも認められない。）。

しかも、証拠（被控訴人本人）によれば、被控訴人は、本件和解契約の結果、過払金の元金の7割相当額から控訴人に対する報酬及び費用を控除した額を得ることで納得していたことがうかがえるし、三洋信販に対する請求において、被控訴人は早期回収を重視していた様子がうかがえるから、被控訴人の三洋信販に対する請求債権額の説明がなされ、しかもその後の訴訟提起をした場合の見通しについて具体的な説明がなされたとしても、被控訴人が、必ず訴訟提起を選択したであろうと認めることは困難であるといわなければならない。

したがつて、控訴人の説明義務違反と、被控訴人主張に係る損害全額の発

生との間に因果関係は認め難いといわなければならない。

しかし、被控訴人が、本件和解契約について同意を求められた際に、過払利息を含む額を知らされていれば、その額を前提に検討したはずであるし、また訴訟提起を選択した場合は、手続的負担があるとしても過払利息を含む主張し得る債権全額を回収できる可能性があるとの説明を受けていれば、過払金の元金額さえ下回るような和解に応じたとは考えられないから、結局、被控訴人は、控訴人から適切な説明を受けてさえいれば、和解に応じるにしても、譲歩割合を3割とする提案では受け入れず、譲歩割合を、少なくとも過払金の元金及び過払利息の合計額の2割の限度に留めるよう求めていたものと考えられる。そして、その場合、裁判に至れば、より大きな出費を強いられる可能性があった三洋信販としては、その和解提案を受け入れた蓋然性が相当程度あったものと認められるから、その限度での和解成立の可能性はあったものと認められる（なお、被控訴人が現実に得られたであろう金額は、当然のことながら、控訴人に対する本件委任契約上の報酬及び費用を控除した後のものであることはいうまでもなく、その報酬及び費用は、三洋信販から支払われる額の3割相当額に4万円を加算したものと認められる（上記第2の2(4)ウ）から、被控訴人の損害を算定する上では、その限度での経費に関する処理が必要である。）。

そうすると、本件において、控訴人の説明義務違反の債務不履行による損害額は、計算上求められる過払金の元金及び過払利息の合計額96万1612円の8割相当額76万9290円から、控訴人に支払うべき報酬等の経費27万0787円（76万9290円の3割相当額及び費用4万円の合計額）を控除した額49万8503円と、和解により実際に得られた額31万5600円（50万8000円から、その3割相当額及び費用4万円を控除した額）との差額であると認定するのが相当であり、その額は、18万2903円であると認められる。

そして、上記の損害額のほか、本件弁論に現れた事情を総合するに、控訴人の説明義務違反と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は、2万円とするのが相当である。

### 3 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、被控訴人が控訴人に対して20万2903円及びうち18万2903円に対する平成22年7月8日から、うち2万円に対する平成25年5月11日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、これと異なる原判決は相当ではない。

よって、控訴人の控訴に基づき、以上の限度で原判決を変更することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条及び同法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 森 崎 英 二

裁判官 土 山 雅 史

裁判官山口格之は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 森 崎 英 二

これは正本である

平成26年5月14日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 星田恵美

